

別紙：人材紹介の対価

1)紹介手数料	甲が乙の紹介した候補者の内定を決定し、当該候補者が内定承諾を表明した場合、甲は、人材紹介の対価として、以下の紹介手数料及びその消費税相当額を乙に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。 理論年収×30%（消費税別） なお、「理論年収」とは、賞与、諸手当を含む初年度の収入予定を計算したものとする。 理論年収＝月額固定給×12か月＋賞与（賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数） (1) 月額固定給は基本給に諸手当を加算して算出する。諸手当とは家族手当、住宅手当、役職手当、海外赴任手当、営業手当、みなし残業手当等、毎月支給される手当を指す。 (2) 通勤手当は月額固定給に含まない。 (3) 賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与、業績賞与、インセンティブその他のいかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。賞与は、入社日が属する月に関わらず、賞与の支給対象期間を満たすものとして算出する。 (4) 但し、有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなし換算した額を理論年収とする。
2)返金規定	1 前項の規定に関わらず、採用人材に関し、以下の(1)アないしウのいずれかの事由が発生した場合には、甲は、乙に対し、当該事由の発生日から1カ月以内にこれを通知して、当該採用人材に係る紹介手数料を以下の(2)アないしエの要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、乙は、前項に基づき甲が支払うべき紹介手数料から下記の要領に従い算定した額を控除して請求し、または、下記の要領に従い算定した額を甲に返還するものとする。なお、返還する場合の振込手数料は乙の負担とする。 (1) ア 入社当日までに採用人材本人の意思により内定辞退に至った場合（甲による働きかけがあった場合を除く） イ 採用人材が甲に入社後、当該採用人材の責めに帰すべき重大な理由により甲から解雇された場合 ウ 採用人材が自己都合によって辞職した場合（甲による働きかけがあった場合を除く） (2) ア 入社前の内定辞退 …………… 紹介手数料の100%(消費税別) イ 入社日から1カ月以内 …………… 紹介手数料の80%(消費税別) ウ 入社日から1カ月を超え3カ月以内… 紹介手数料の50%(消費税別) エ 入社日から3カ月を超え6カ月以内… 紹介手数料の10%(消費税別)

	但し、甲が候補者を採用する際に、求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは締結を求めたために当該候補者が退職した場合、求人票と異なる労働条件の変更を採用人材に求めたために当該採用人材が退職に至った場合、若しくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該採用人材が退職に至った場合には、乙は紹介手数料の減額又は返還を行わないものとする。 2 前項(1)アないしウのいずれかの事由が発生した場合であっても、甲が乙に対し、当該事由の発生日から1カ月以内にこれを乙に通知しなかった場合には、乙は紹介手数料の減額又は返還を行わないものとする。
3)支払い規定	1 乙の紹介した採用人材が、甲に内定承諾書を提出してから2か月以内に甲に入社する場合（本契約書において、「入社」とは、当該採用人材が甲に対し労務の提供を開始することをいう。）、甲は、当該採用人材が甲に入社した日から2週間以内に紹介手数料全額を乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。振込手数料は、甲の負担とする。 2 乙の紹介した採用人材が、甲に内定承諾書を提出してから甲に入社するまでが2か月を超える場合、甲は、紹介手数料を下記のとおり分割して支払うものとする。支払の方法は前項と同じとする。 (1) 当該採用人材が甲に内定承諾書を提出した日から2週間以内に紹介手数料の半額を支払う。 (2) 当該採用人材が甲に入社した日から2週間以内に紹介手数料の半額を支払う。